

令和7年度
No.1 曝気ブロワ修繕工事
(木島平浄化センター)

特記仕様書

公益財団法人長野県下水道公社

替え又は修理を行うこととし、修理部品等は再使用開始後2年間を更に保証期間とすること。

7 適用規格

本仕様書に記載のない事項は次によるものとする。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）（国土交通省）
- (2) 土木工事共通仕様書（長野県）
- (3) 機械工事施工管理基準（国土交通省総合政策局）
- (4) 電気通信設備工事施工管理基準（国土交通省技術調査課）
- (5) その他関連法令・規格

8 工具類

工事に必要な工具類は、全て請負者にて用意すること。

9 注意事項

本仕様書は、仕様の要領のみを記載するものであるから、施工に当たっては仕様書に記載のない事項であっても必要な事項は当然満足するものとする。

本工事の施工に当たり疑義を生じた場合は、発注者と請負者にて協議するものとし、請負者の一方的な解釈によってはならない。

II 工事内容

1 対象設備

木島平浄化センター No.1 曝気ブロワ

2 作業内容

(1) 曝気ブロワの修繕

ア ブロワ仕様

ルーツ式ブロワ（1台）

新明和工業株式会社製 ARH150S 風量12m³/min 電動機22kW×400V

イ 点検整備・組立等

ブロワ本体部更新、電動機軸受交換（別表1参照）

(2) 交換部品について

ア 別表1に示す部品を交換すること。施工については監督員と打合せの上、承認を得ること。

イ 部品交換後に動作試験を行うこと。

(3) 試運転調整

ア 据付後に機器の動作試験や異常時の警報発生等の確認を行うこと。

イ 据付後に電流値、絶縁抵抗値、振動、騒音他必要な状況確認、測定値の記録を行うこと。

3 その他

(1) 施工方法、順序及び工程について施工協議書により協議すること。

(2) 試験調整及び監督員が特に指示する場合は監督員の立会を受けること。

(3) 施工中に新たに交換を要する部品を確認した場合には、対応について協議すること。

(4) 工事においては、労働安全衛生法及び同規則に従い、転落防止対策等の事故防止対策を確実にを行い、安全を確保した上で作業を行うこと。

- (5) 施工にあたって損傷の恐れがあるものは適切な方法で養生を行うこと。
- (6) 工事終了時には、当該工事に関する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (7) 施工に伴い発生した不用品については、適法に処理すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項であっても、完成品として備えるべき事項は、当然満足するものとする。

別表1 交換部品一覧表

No.	部 品 名	個 数	備 考
1	ブロワ本体 ARH150S ・防振ゴム、プーリー、圧力計、予備名盤、 吸込消音機、安全弁を含む ・塗装2回塗り	1台	
2	軸受（電動機） 6311ZZ	1個	
3	軸受（電動機） 6309ZZ	1個	